

令和 6 年度

人権に関する学習をすすめるために

令和 7 年 3 月

愛 知 県 教 育 委 員 会

愛知人権ファンクション委員会

## はじめに

愛知県では、2022年4月に施行した「愛知県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権尊重の社会づくりを総合的かつ計画的に推進するため、2024年3月に「あいち人権推進プラン」を策定し、人権尊重の意識を高め、社会全体で多様性を受け入れる環境をつくり出すための様々な施策を行っています。

しかしながら、現代においても依然として性別、障害、国籍、宗教などの違いに基づく差別といった人権課題が存在しており、その解決に向けた努力が重要です。

特に、子供や高齢者、LGBTQ+コミュニティ、外国人労働者など、社会的に弱い立場にある人々や、経済的困難や社会的孤立により、特定のグループが人権を享受できない状況も存在しています。支援体制の強化、個別のニーズに応じた対応を行うことが求められます。

さらに、交差的な人権課題にも注目する必要があります。例えば、女性の中でも、貧困層や障害をもつ女性、LGBTQ+の女性など、複数の要因が重なることによって特有の人権課題が発生することがあります。このような多様な課題に対応するためには、柔軟で包括的なアプローチが重要です。

県民が人権を尊重し、多様性を受け入れる社会を築くためには、今後も継続的に、個々の意識の向上とともに、制度や支援の充実を図り、より公正で平等な社会を実現するための取組を進めていく必要があります。そのため本県においては、「愛知人権ファンクション委員会」を設置し、「愛知人権教育推進のための調査研究委託事業」により人権教育推進のための教材・教具の開発等を行うとともに、人権教育の指導的立場にある方々の資質や指導力の向上を目的とした人権教育指導者研修会を、尾張地区、三河地区の2箇所各2回ずつ計4回実施しました。また、調査研究委託事業を安城市及び常滑市の各実行委員会に委託し、事業に実施していただきました。本冊子は、その2市における実践内容を中心に、本課の取組や県内の人権教育に関する実践事業等を掲載しています。

各市町村の生涯学習・社会教育関係職員等の皆様におかれましては、本冊子を各市町村における人権教育の推進の一助としていただくとともに、公民館や社会教育施設等で開催される講座や社会教育関係団体の集まる研修会などで御活用いただければ幸いです。

愛知県内の全ての住民及び事業所で、人権に関する課題の解決に取り組むことが求められており、関係市町村や関係者の皆様の御協力は極めて重要であります。今後も皆様と共に、より良い人権尊重の社会を築いていくために、取組を進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

2025(令和7)年3月

愛知県教育委員会あいちの学び推進課長  
小野内 茂喜

## 「みんな違って、みんないい」人権社会を目指して !!

21 世紀は、「人権の世紀」。日本国憲法にある「私たちは、法の下に平等であり、人種・信条・性別・社会的身分・家柄によって差別されない」という人権尊重の社会を目指して、国や地方自治体では、様々な人権施策や人権教育・啓発活動が積極的に展開され、今日に至っております。

しかしながら、依然として、子供・女性・高齢者・障害のある人等に対するいじめや虐待、部落差別やインターネットによる誹謗中傷・差別発言、性的少数者の問題など、様々な人権侵害が後を絶ちません。

令和4年に施行された「愛知県人権尊重の社会づくり条例」には、「相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合い、多様性を認め合う」ことの大切さが述べられています。

「だれもが違う人間だけど、だれもが同じ人間だから」  
この世界に、同じ人間はいない。  
顔が違う。性格が違う。個性が違う。  
だけど、人間という大切な存在であることは、みんな同じ。  
生まれた場所が違って、肌の色が違って、みんな同じ。  
だから、みんなの違いを、みんなで認め合いたい。  
私たちはみんな生きていくのだから。 (愛知県人権啓発資料より)

今こそ、私たちは、一人一人が自分の周りに目を向け、様々な人権課題を意識する必要があります。「人権の大切さに気づき、考え、行動する」というアクションを起こさなければなりません。そして、全ての人間が幸せに生活していける「みんな違って、みんないい」という人権社会を創り上げていきたいものです。

愛知県では、平成13年に「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」が策定され(平成26年・31年改定)、今日まで人権教育指導者研修をはじめ、各種事業が積極的に展開されてきました。また、平成16～21年度の6年間、文部科学省委託の「人権教育推進のための調査研究事業」では、12市町によって、DVD・絵本・紙芝居・冊子・ビデオ等の人権学習教具や啓発資料を作成していただきました。平成22年度からは、「愛知県人権教育推進のための調査研究事業」として、毎年、2市町村に委託し、積極的な調査研究を継続してまいりました。

令和6年度は、安城市と常滑市に調査研究事業を委託しました。安城市では、「子どもの人権意識の高揚」をテーマに、子供が参加できるイベントの開催と啓発物品の配布。常滑市では、「インターネットによる人権侵害」をテーマに、中高生及びその保護者を対象とした講演会を開催していただきました。その取組経過と成果をこの冊子にまとめました。

今後も、愛知人権ファンクション委員会は、長年にわたって蓄積されてきた成果を活用するとともに、様々な角度から人権課題を検討し、その解決に向けて積極的に取り組んでいきたいと考えております。県内各市町村におかれましても、この冊子やこれまでの財産を有効に活用され、地域の人権教育・啓発活動に御尽力していただければ、幸いに思います。

令和7年3月 愛知人権ファンクション委員会委員長 水谷 瀧男

# 目 次

( ページ )

第1部 愛知県の人権に関する取組	1
I 「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言	1
II 「あいち人権推進プラン」の策定	1
III 「愛知県人権尊重の社会づくり条例」	6
第2部 令和6年度 愛知人権ファンクション委員会の取組	8
=活動報告=	
I 安城市人権教育推進実行委員会	15
II 常滑市中高生人権教育実行委員会	19
第3部 令和6年度 市町村における人権教育・啓発に関する主な実践事業	23

## <第1部> 愛知県の人権に関する取組

### I 「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言

平成9年12月5日

#### 人権尊重の愛知県を目指して

基本的人権の尊重は、我が国憲法の基本理念であり、全ての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることが平和で幸福な社会をつくる礎です。

しかしながら、今なお、人権に関しては、依然として様々な問題が論議されています。

人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくるためには、行政はもとより県民一人ひとりのたゆまぬ努力が必要です。

本年は、日本国憲法及び地方自治法施行50周年の節目の年でもあります。

そこで、改めて人権の大切さを認識し、人権が尊重される郷土愛知の実現を目指して、県民とともに、なお一層の努力をしていくことをここに宣言します。

人権推進課 ホームページより引用

### II 「あいち人権推進プラン」の策定

令和6年3月策定

#### I はじめに

##### 1 プラン策定の背景

基本的人権は、日本国憲法の最も重要な理念の一つであり、いつの時代においても最大限尊重されなければならないものです。SDGs（持続可能な開発目標）といった国際的潮流や国内での制度・政策上の取組もあり、人々の人権問題に対する認知度や多様性を受け入れる姿勢は高まりつつあります。しかし、真の理解に基づいて人権が尊重されているかどうかは危うく、具体的な場での差別意識は残っていると思われまます。そこで、2022（令和4）年4月に制定した「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を踏まえ、さらには、日本国憲法や国際人権諸条約にもさかのぼりながら、ますます進む情報化社会において県民が無防備な人権侵害に晒されたり、取り残されることのないよう、また、県民が様々な人権課題に関する情報にアクセスすることを可能とし、人権擁護について身近に感じられる環境を整えるため、「あいち人権推進プラン」（以下、「本プラン」という）を策定することとしました。

##### 2 プラン策定の基本的事項

###### (1) 趣旨

2022（令和4）年に施行した「愛知県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本プランを策定しました。

###### (2) 位置づけ

本プランは、人権尊重の社会づくりに関する本県の基本的な考え方や取組方針を示した指針としての性格と、本県が実施する推進施策を体系的に掲げる中期行動計画としての性格を合わせ持つものです。

また、人権尊重の社会づくりを着実に推進していくためには、様々な地域社会の担い手の連携・協働した取組が重要です。そのため、国、県、市町村、県民、企業等事業所、NPO、大学など、様々な活動主体の役割を示すとともに、こうした全ての主体が人権尊重の社会づくりを実践する上で参考となるプランとしました。

(3) 計画期間

2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間

(4) 策定方法

本プランの策定にあたり、愛知県人権施策推進審議会で専門的な意見を伺うとともに、様々な県民の声を幅広くお聴きするため、関係団体へのヒアリングや人権啓発キャラバンによるワークショップなどを行いました。

## II プラン策定にあたっての基本的な考え方

### 1 人権尊重の社会づくりに対する基本的な考え方

- (1) 継続的な取組の推進と新たな問題への対応
- (2) 個人の尊厳の確保と共生社会の実現
- (3) 多種多様な取組の推進
- (4) 県民の主体的な参加の促進
- (5) 人権尊重の視点に立った行政の推進

### 2 プラン策定の基本的な考え方

(1) 基本目標

相互に人格と個性を尊重しながら支え合い、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり

(2) プランの対象者

2023（令和5）年4月1日現在、本県には747.5万人の方々が生きているほか、通勤や通学などで本県に滞在し、活動している方もいます（本プランにおいて、以下、「県民」という）。その中には、人権課題を抱えている方もいれば、そうでない方もいます。今、人権課題を抱えていないと思っても、将来、抱える可能性があったり、実際に抱えていても気づいていない方もいるかもしれません。また、人権に関する課題の解消は、社会全体で取り組んでいかなければならないことから、本プランでは、全ての県民及び県内の事業者を対象と考えていきます。

(3) 施策目標

①あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり【包括性】

人権課題の解消に向けては、まず、人々の人権意識の向上を図り、包括的に人権侵害の未然防止を図っていかねばなりません。人権意識の向上は、人権啓発・教育によって人の深部に働きかける必要があります。国や市町村はもちろん、企業等事業所、NPOなどの民間団体等とも協力しながら、地域社会等へ働きかけていきます。また、人権に関する相談に的確に対応するとともに、関係機関との連携を図ることにより、あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくりをしていきます。

②一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応【多様性】

人権課題は多岐にわたり、課題がちがっていても共通した面がある一方で、課題ごとの個別性もあります。また、同じ人権課題であっても、一人一人、程度に差が

あったり、考え方のちがいによって、どのような対応を求めるかも様々です。こうした一人一人のニーズに応じた対応は、障害者の分野では合理的配慮<sup>\*</sup>という言葉で表されますが、それ以外のあらゆる人権課題においても求められます。また、近年、注目されているインターネットによる人権侵害や性的少数者、ヤングケアラーといった課題のほか、遺伝情報・ゲノム情報による差別といった新たな人権課題が次々に可視化されてきています。このように、人権課題も当事者のニーズも多様であることを踏まえ、一人一人に寄り添いながら対応していきます。

### ③交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり【交差性】

被差別部落の女性や障害のある高齢者、性的少数者の外国人など、人権課題が交差している場合には、分野ごとの限定した枠組だけではなかなか解決できません。また、人権課題に対応する各機関や支援者においては、単独では対応し切れない場合があります。一方で、人権課題を抱える人たちは、分野は異なっていますが、経験の類縁性によって、つながりが生まれる可能性があります。したがって、人権課題を抱える当事者同士も、人権課題に対応する各機関や支援者も、交差する人権課題を踏まえ、相互に認め合いながら、支え合っているような連携協働の関係づくりを行っていきます。

## III 推進施策

### 1 あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり

#### (1) 愛知県人権尊重の社会づくり条例の普及啓発等

人権条例の普及啓発の推進、人権施策の総合的かつ計画的な推進

#### (2) 人権教育・啓発の推進

社会／学校等／企業等事業所における人権教育・啓発の推進、特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

#### (3) 相談支援体制等の充実

人権に関する総合的な相談窓口の充実、相談機関等の情報提供の充実

#### (4) 幅広い意見の把握

人権に関する県民意識調査の充実、愛知県人権施策推進審議会の開催、県民との意見交換

#### (5) 市町村に対する働きかけ

市町村が行う人権施策への支援等、人権施策に関する計画等の策定の促進

### 2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応

#### (1) インターネットによる人権侵害

教育・啓発活動の推進、安全なインターネット環境の普及促進、モニタリングの推進、誹謗中傷等の被害者支援、他自治体と連携した取組の推進

#### (2) 外国人

多文化共生への理解促進、地域日本語教育推進体制づくり、教育機会の確保とキャリア教育の促進、暮らしを支える体制の強化、ヘイトスピーチの解消に向けた取組の推進等

(3) 部落差別

部落差別に対する理解の促進、学校教育での取組の推進、教育・啓発実施主体の連携・協力、隣保館活動の充実、就職・結婚等における差別の防止、えせ同和行為の排除の推進等

(4) 性的少数者

安心して暮らせる環境づくり、企業等事業所の取組の推進、若者に向けた支援、ライフステージごとの課題への対応、県の事務事業における配慮

(5) 子ども

子どもの権利条約の普及啓発、いじめ対策等の推進、児童虐待防止の推進、青少年の健全育成の推進、ヤングケアラー支援の充実、被害を受けた子どもたちへの対策の推進、子育て支援の充実

(6) 女性

男女共同参画の理解の促進、女性に対する暴力の根絶、生涯を通じた健康づくりの支援、就業環境の整備・女性への就業支援、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(7) 高齢者

自立促進と社会参加活動の推進、総合的な保健福祉サービスの推進、雇用・就業会の確保、認知症対策の推進、高齢者虐待防止の推進

(8) 障害者

障害者差別解消の推進、あらゆる分野の活動への参加の推進、障害者虐待防止推進特別支援教育の充実、発達障害のある人／精神障害のある人に対する支援の充実等

(9) 感染症患者等

ハンセン病回復者、HIV感染者、肝炎患者、新型コロナウイルス感染患者

(10) 犯罪被害者等

犯罪被害者等に対する理解の促進、途切れることのない支援の充実、性犯罪・暴力被害者支援

(11) ホームレス

ホームレスに対する理解の促進、自立支援、ホームレスを生まない環境整備

(12) 様々な人権課題への対応

3 交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり

(1) 人権課題における交差性の理解促進

交差性によって人権課題を捉える意義及び複雑かつ深刻であることの理解促進

(2) 当事者・団体間等の連携・協働の関係づくり

分野や立場を超えた当事者等が連携・協働できる関係づくりの促進

(3) 交差する人権課題への対応

県の関係部局等が連携した支援及び施策の実施、国や市町村等との連携強化



#### IV プランの推進に向けて

##### 1 期待する役割

本県においては、広域的な人権施策の実施、様々な主体との連携・協働の推進、国への要望、市町村への支援などを行っていきませんが、人権尊重の社会づくりにおける様々な活動

主 体	役 割
国	人権侵害行為の防止や人権侵害による被害者を救済するための制度の確立、県や市町村が人権施策を推進するために必要な財源措置など
市町村	地域の実情に応じたきめ細かな人権啓発活動、住民に対する情報提供や相談対応など
その他の公的機関	各機関の専門性に応じ、行政や民間団体等と連携した取組など
NPO などの民間団体等	NPO などの民間団体は、各団体独自のノウハウや情報の蓄積、公的機関では築けないネットワークの構築、地域のニーズを的確に把握した活動など。また、労働団体は、労働者に対して人権啓発を行うとともに、労働者の人権を守ること
企業等事業所	労働者の人権の尊重、労働関係法令の遵守のほか、事業活動を行うに当たっては、人権尊重の社会づくりに寄与し、県が実施する人権施策へ協力すること
県民	家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、人権尊重の社会づくりに寄与し、県が実施する人権施策に協力すること
大学	学生に対する啓発や活動支援、研究機関として行政や民間団体等への支援、各人権分野での人材の育成など
学校（小・中・高等学校） 幼稚園・保育所等	幼児児童生徒一人一人が互いにちがいを認め、相手を尊重して人間関係をつくる教育活動、発達段階に応じた人権教育など

主体に対して、次の役割を期待します。

##### 2 プランの進行管理と適切な見直し

本プランに掲げる施策の実施状況について、「愛知県人権施策推進審議会」において評価を受けることとし、その結果を毎年度公表します。また、実施状況のほか、社会情勢の変化や国の動向などを踏まえ、本プランの内容について検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

##### 3 実施状況の公表

県民に対して、人権施策の実施状況を明らかにするとともに、本県の取組を周知し、全国に広めていくため、「あいち人権施策年次レポート」を作成し、公表します。また、本県の取組をウェブページに掲載するだけでなく、SNS などを使って積極的に情報提供することにより、取組を広く知らせるとともに、施策の効果があまり出ていない人権課題については、重点的に県民の意見等を伺い、改善に努めます。

人権推進課発行 「あいち人権推進プラン 概要版」より引用

2022年  
4月1日

# 「愛知県人権尊重の社会づくり条例」

が施行されました。

相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合い、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを進めましょう。

## 条例の概要

この条例は、人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的に、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めています。

## 人権尊重の社会づくり

**基本計画の策定**

女性、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、感染症患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、ホームレス、性的少数者など人権を巡る様々な重要課題に対応するための基本計画を定め、総合的かつ計画的に人権施策を推進します。

**相談体制の整備**

人権に関する相談窓口を設置するなど、人権に関する相談に的確に応ずることができるよう体制を整備します。

インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

部落差別の解消に向けた取組の推進

性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等

条例の詳しい内容については、愛知県人権推進課Webページをご覧ください。  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/>



## 県民・事業者のみなさまへ

家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、また、事業者がその事業活動を行うにあたっては、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努め、県が実施する人権施策にご協力いただきますようお願いいたします。

## 2022年10月1日施行（第9条～第12条）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する県民及び事業者の認識を深めることによりその解消を図るため、公共の場所（県の区域内の道路・公園、広場等）において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現活動（行進・示威運動など）が行われたと認めるときは、その概要を公表する場合があります。【第10条】

### 本邦外出身者に対する不当な差別的言動

本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。【本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第2条】



問合せ：愛知県県民文化局人権推進課  
電話：052-954-6167



全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普通の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として全ての国民に保障している日本国憲法の精神にかなうものである。こうした理念の下に、全ての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる社会を実現することは、県民の願いである。

本県は、これまで、人権教育・啓発に関する愛知県行動計画を策定し、人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権に関する教育及び啓発を推進するとともに、愛知県男女共同参画推進条例、愛知県子どもを虐待から守る条例、愛知県障害者差別解消推進条例などを制定するほか、人権に関する課題に取り組んできた。

しかしながら、今もなお、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在しており、また、インターネットの普及を始めとした情報化の進展、少子高齢化等の地域社会の変化、経済的格差の拡大等の経済社会の構造の変化などによって、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいる。

こうした不当な差別を始めとしたあらゆる人権に関する課題を解消していくためには、その解消に向けた取組をより一層推進するとともに、私たち一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合うことが必要である。

私たちは、このような認識を共有し、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりのために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、ここにこの条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)の基本となる事項を定めること等により、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、もってあらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

### (県の責務)

第2条 県は、人権施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、国及び市町村と連携を図りながら協力して、人権施策の推進に取り組むものとする。

### (県民の責務)

第3条 県民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 人権尊重の社会づくりに関する基本的施策等

### 第1節 基本計画等

#### (基本計画)

第5条 県は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 人権施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、人権施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、愛知県人権施策推進審議会(第11条及び第12条において「審議会」という。)の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (相談体制の整備)

第6条 県は、人権に関する相談に的確に応ずることができるよう、人権に関する相談に対応するための窓口の設置その他必要な体制の整備を行うものとする。

### 第2節 インターネット上の誹謗(ひぼう)中傷等の未然防止及び被害者支援

第7条 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないよう留意しつつ、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 インターネット上の誹謗(ひぼう)中傷等(インターネットを利用した情報の発信で、誹謗(ひぼう)中傷、プライバシーの侵害その他の人権を侵害することとなるものをいう。次号において同じ。)を未然に防止するために必要な教育、啓発その他の施策

二 インターネット上の誹謗(ひぼう)中傷等による被害者の支援を図るために必要な施策

### 第3節 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

#### (啓発等)

第8条 県は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)

第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。以下同じ。)の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、その解消の必要性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な啓発その他の施策を講ずるものとする。

#### (公の施設に関する指針)

第9条 知事は、県が設置する公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するための指針を定めるものとする。

#### (公表)

第10条 知事は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する県民及び事業者の認識を深めることによりその解消を図るため、表現活動(県の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所における行進、示威運動その他の手段による表現行為をいう。以下同じ。)で本邦外出身者に対する不当な差別的言動であるものが行われたと認めるときは、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の概要を公表するものとする。ただし、公表することにより本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

2 知事は、前項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう留意しなければならない。(審議会からの意見聴取等)

第11条 知事は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われた旨の申出があったとき又は行われたおそれがあると認めるときは、次に掲げる事項について、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該申出に係る表現活動が行われたときその他当該申出に係る表現行為の内容が明らかでないとき又は当該申出に係る表現行為が本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動に該当しないと明らかに認められるときは、この限りでない。

一 本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われたかどうか。

二 前号の表現活動が行われたと認められる場合にあっては、前条第1項ただし書に規定するときに該当するかどうか。

三 前条第1項ただし書に規定するときに該当しないと認められる場合にあっては、同項の規定による公表の内容

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないこととしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告に係る事項について知事に意見を述べることができる。

#### (審議会の調査審議の手続)

第12条 審議会は、知事又は前条第一項の規定により調査審議の対象となっている表現行為に係る同項の申出をした者に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査をすることができ。

2 審議会は、前項の表現行為を行った者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定による調査をさせることができる。

#### (適用上の注意)

第13条 この節の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

### 第4節 部落差別の解消に向けた取組の推進

第14条 県は、情報化の進展により部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、地域の実情に応じ、部落差別に関する問題についての県民及び事業者の正しい理解を深めるために必要な教育及び啓発その他の施策を講ずるものとする。

### 第5節 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等

第15条 県は、性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。次項において同じ。)及び性自認(自己の性別についての認識をいう。同項において同じ。)の多様性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な教育、啓発その他の施策を講ずるものとする。

2 県は、その事務又は事業を行うに当たり、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする。

## 第3章 愛知県人権施策推進審議会

第16条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を行わせ、及び知事の諮問に応じ人権施策の推進に関する重要事項を調査審議させるため、愛知県人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、人権施策の推進に関する事項について調査審議し、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員12人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第3項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第9条から第12条まで、次項及び附則第4項の規定は、同年10月1日から施行する。(経過措置)

2 第10条から第12条までの規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に行われた表現行為について適用する。

3 この条例の施行の際に県が人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定している人権施策に関する基本的な計画(人権教育・啓発に関する愛知県行動計画)は、第5条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

(第4項 略)

## <第2部> 令和6年度 愛知人権ファンクション委員会の取組

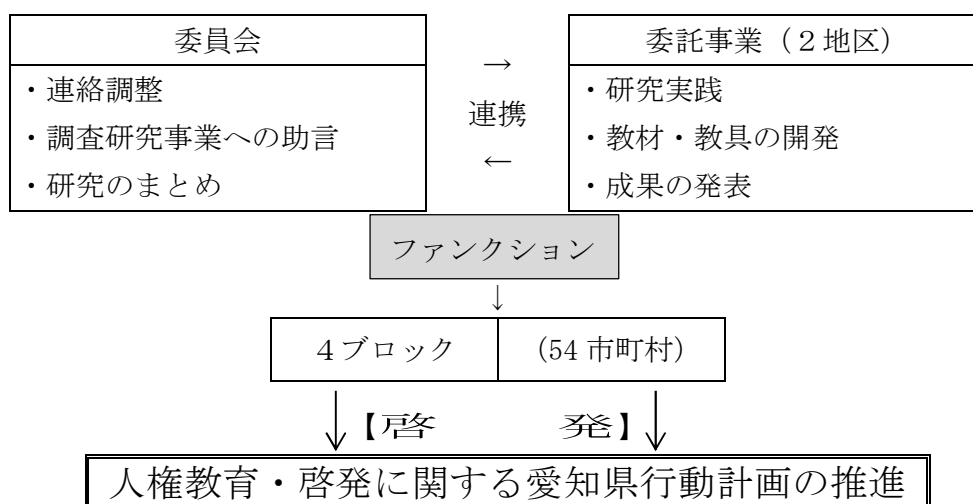
### 1 趣旨

愛知県では、平成13年2月に策定した「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、「人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現」を目指した取組を推進している。しかし、あいち人権推進プランに掲げてある「人権教育・啓発」の推進や「重要課題への対応」は多岐にわたり、常に時代の要請やニーズに応じた実践的な施策の実施が必要である。

本委員会では平成16年度から21年度まで文部科学省の委託を受け、県内4ブロックから各1市町村にモデル事業を委託し、「特色ある人権に関する学習機会の充実方策等についての実践的な調査研究」に取り組んだ。そして、本事業で制作した「人権教育推進のための教材・教具」を、人権教育・啓発推進のための学習機会が充実するように県内へ配布するとともに、愛知県生涯学習情報システム『学びネットあいち』へ掲載し、普及を図ってきた。

平成22年度からはこれまでの事業の成果を継承し、更に発展させるために、県事業として「愛知人権教育推進のための調査研究委託事業」を2市町村実行委員会に委託し、調査研究事業を実施している。

しかし、多種多様化している人権課題に対して、更なる体験プログラム作りの必要性を強く感じている。そこで、今後も新しい視点での教材・教具の開発を目指すとともに、その普及・啓発活動の中で、他機関・団体等と連携して、人権尊重社会「人権愛知」の実現を目指していきたい。



### 2 委員会構成・人数

委員長1名(学識経験者)・副委員長1名(公民館関係者)・委員14名(教育委員会関係者10名、モデル事業関係者4名) 合計16名

### 3 委員会開催回数（3回）

○第1回委員会（令和6年6月7日開催）

- ・令和6年度の計画
- ・令和6年度の人権教育推進について

○第2回委員会（令和6年8月6日開催）

- ・研修会① 講話

演題 「同和問題（部落差別）を中心に、人権を考える ～偏見や差別のない社会をめざして～」

講師 水谷 瀧男 氏（愛知人権ファンクション委員会委員長）

- ・研修会② 実践発表 令和5年度委託2市町（津島市・豊橋市）の発表

○第3回委員会（令和7年2月7日開催）

- ・令和6年度研究のまとめ
- ・令和7年度の計画

### 4 研修事業

愛知県教育委員会主催人権教育指導者研修会中央研修会（開発教材・教具の紹介）

（前期）令和6年9月6日、9月18日

（後期）令和7年1月17日、1月21日

【中央研修会で紹介した実践活動】

実施団体	研究テーマ
津島市人権教育実行委員会	「心のふれあい紙芝居と音楽会の実施 —教材の制作等及び実演—」
豊橋市人権教育推進実行委員会	「SNS世代の青少年の非行防止と健全育成の 取り組み」

### 5 その他（成果の普及・啓発方策等）

- (1) 「人権に関する学習をすすめるために」の冊子を各市町村へ配布し、市町村における人権教育・啓発事業推進の一助とした。
- (2) 調査研究委託事業で作成した教材は、学びネットあいちに情報登録をするとともに、あいち人権センターに提供し、貸出し教材として活用の促進を図っている。

【資料】

平成16年度～平成21年度 文部科学省委託事業「人権教育推進のための調査研究事業」作成教材

	タイトル	作成者	年度
1	人権学習教具 パワーポイント 「いろいろな人権問題」vol1	津島市人権教育調査研究委員会	H16
2	ほうらいの人権絵本	鳳来町人権教育推進協議会	
3	子どもの人権啓発ビデオ 「はばたけ地球の子どもたち」	瀬戸市ビデオ教材制作委員会	
4	たかはま市子ども市民憲章絵本 「わたしはね…」	高浜市子ども市民憲章普及啓発委員会	
5	美しい話を絵本にしよう 「子どもの手作り絵本」	鳳来町人権教育推進協議会	H17
6	人権教育教材ビデオ 「君の勇気を待っている」	知多地区人権教育教材製作委員会	
7	人権学習教具 パワーポイント 「いろいろな人権問題」(障害者の人権)	津島市人権教育調査研究委員会	
8	たかはま市子ども市民憲章 大人向け啓発書「おとなもね…」	たかはま市子ども市民憲章普及啓発委員会	H18
9	人権教育推進のための調査研究事業	小坂井人権ファンクション委員会	
10	人権大型紙芝居「なかなおり」	知立市人権紙芝居制作委員会	
11	「モモタロー・ノー・リターン」	北名古屋市女性の会男女共同参画委員会	
12	人権学習教具収録CD 「いろいろな人権問題」ハンセン病と人権	津島市人権教育調査研究委員会	H19
13	人権人形劇「いいとこみつけた」	知立市人権紙芝居制作委員会	
14	人権教育DVD教材 「i f…～勇気を出して～」	小坂井人権ファンクション委員会	
15	男女共同参画啓発劇 「モモタロー・ノー・リターン」	北名古屋市女性の会男女共同参画委員会	
16	人権学習教具収録ビデオ 「いろいろな人権問題」同和問題(2)	津島市人権教育調査研究委員会	H20
17	よりぬき さんかくコラム	大口町人権教育研究委員会	
18	「じんけん」PDFファイル 障害者の人権啓発絵本「じんけん」	田原人権ファンクション委員会	
19	「ハンセン病と小笠原博士」	甚目寺町人権教育調査研究委員会	
20	「こんたのしっぽ」	豊田市子ども会議	H21
21	学校啓発プレゼンテーションソフト 「ハンセン病」	甚目寺町人権教育調査研究委員会	
22	「デートDV」啓発リーフレット、 冊子、DVD	大口町人権教育研究委員会	
23	外国人理解のための冊子 「世界の国からこんにちは」	豊田市子ども会議	H21
24	障害者の人権啓発リーフレット 障害者のじんけん啓発絵本「じんけん 2」	田原人権ファンクション委員会	

平成22年度 愛知人権ファンクション委員会の取組

1	障害者の人権について啓発を図る活動の実施	愛西市人権紙芝居制作委員会
2	人権教育出前講座「思いやりの心」の実施	安城市教育委員会生涯学習課

平成23年度「命を大切にすると人権尊重社会づくり事業」作成教材

1	大型紙芝居「ぼく のれるよ！」	愛西市人権教育実行委員会
2	道徳資料「ザリガニとり」	半田市人権教育実行委員会
3	冊子「ひとりじゃないよ」	刈谷市「命・個を大切にすると人づくり」実行委員会
4	冊子「生きる」	田原人権ファンクション委員会

愛知人権教育推進のための調査研究委託事業（平成24年度～）

1	CD 「あなたもわたしも大切に ～ハッピーな関係ですか?～」	知多市デートDV防止啓発実行委員会	H24
2	人権教育講座 （「相手（ひと）を信じて、感じられる人になること」 「いのちの大切さを感じること」）	岡崎市人権教育実行委員会	
3	人権ふれあい紙芝居「もう、かみなりはおちません」	津島市人権ふれあい教室実行委員会	H25
4	人権川柳作品集	碧南市人権教育推進委員会	
5	考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心	東郷町人権教育推進委員会	H26
6	人形劇の視聴を通して 自分の存在価値と自己肯定感を考える —創作人形劇「ぼくはこれがすぎ」の実践—	豊川市人権推進実行委員会	
7	弱者を思いやる心を大切に	あま市人権教育実行委員会	H27
8	人権特別講座 認知症高齢者への接し方 認知症サポーターとしてできること	みよし市人権教育推進委員会	
9	温かな人間関係を育もうとする児童生徒の育成	岩倉市小中学校人権教育研究会	H28
10	《思いやり・共に生きる》を感じよう	西尾市人権教育推進委員会	
11	自分を大切に 他者を大切に ～「ロバの口バちゃん」の人形劇を通して～	大治町人権教育推進実行委員会	H29
12	人権意識を高める啓発活動の取り組み —差別や偏見のない社会の実現を願って—	田原人権ファンクション委員会	
13	「自他を大切にすると子どもの育成」 —「地域の力」を取り入れた 自他を大切にすると心育て—	東海市人権教育推進実行委員会	H30
14	「人権…ぼくたち、わたしたち自身で考える」 —人が人を思いやる 幸せのまち こうた—	幸田町人権教育推進実行委員会	
15	ライフステージと人権 ～高齢期を中心に～ —認知症高齢者の人権擁護から 他者を思いやる心を育む—	弥富市人権教育推進実行委員会	R1
16	みんなちがって、みんないいまち 大家族たかほま	高浜市人権教育推進実行委員会	

17	「子がかすがい、子育てはかすがい」 — 人にやさしい春日井市の子育て —	春日井市人権教育推進実行委員会	R2
18	「先生に伝えたい LGBTを理解すること、 受け入れること の大切さ」	蒲郡市ダイバーシティ推進実行委員会	
19	「多文化共生社会をめざして」 —外国人の方も安心して 暮らせるまちづくりのために—	あま市人権教育実行委員会	R3
20	「人権尊重のまちを目指して」 —市民一人ひとりの人権意識を より一層高めるために—	知立市人権教育推進委員会	
21	被害者にも加害者にもなりえる！ ～インターネットによる人権侵害～	一宮市人権教育推進実行委員会	R4
22	「女性に対する暴力をなくす運動に関する啓発活動の実施」 ～誰もが自分らしく楽しく暮らせる社会に向けて～	女性に対する暴力をなくす運動実行委員会 (豊田市)	
23	「心のふれあい紙芝居と音楽会の実施 —教材の制作等及び実演—」	津島市人権教育実行委員会	R5
24	「SNS世代の青少年の非行防止と健全育成の 取り組み」	豊橋市人権教育推進実行委員会	



愛知県生涯学習情報システム

# 学びネット あいち



「学びネットあいち」は  
生涯学習情報満載の  
便利な情報サイトです！

## 講座・ イベント を探そう！

講座・イベントをキーワードやカレンダー等で絞り込んで調べることができます。自分好みの講座・イベントに出会うチャンス！

## 講師・ ボランティア を探そう！

講座・イベントで講義をしていただく講師や、生涯学習活動を支援していただくボランティアを探することができます。



## その他、 役立つ情報が 盛りだくさん！

動画などを見ながら学習できる「学べる Web 教材」や、情報誌「まなびいあいち」「まなびいあいち Web」等、様々な情報がご覧いただけます。



今すぐアクセス！

<https://www.manabi.pref.aichi.jp>

※スマートフォンからもご覧いただけます。→



公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団 愛知県生涯学習推進センター

〒453-0016 名古屋市中村区竹橋町 36 番 31 号 (1 階)  
TEL 052-433-5101 FAX 052-451-1371

ホームページ <https://www.manabi.pref.aichi.jp/center/>  
SNS (共通) : X(旧 Twitter)・Instagram @aichi\_llcenter

愛知生涯




※「学びネットあいち」は、公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団が愛知県教育委員会から委託を受けて運営しています。

サイトリニューアルのため、2025年10月頃～2026年3月頃まで休止する予定です。  
具体的なスケジュールは、後日「学びネットあいち」上でお知らせします。

# 人権に関する Web 教材を見るには

**1** パソコンまたはスマホ、タブレットから「学びネットあいち」にアクセスします。

学びネットあいち 

<https://www.manabi.pref.aichi.jp/>

**2** 「学びネットあいち」トップページから、学べる Web 教材の【一覧へ】をクリック



**3** おすすめキーワードの中から【人権】をクリック



**4** 教材一覧の中から好きな教材名をクリックすることで教材を見ることができます。



## 学べる Web 教材とは

パソコンやスマートフォン等を使って、動画やテキスト等の教材を見て学習することができるページです。

人権に関する教材をはじめ、自作視聴覚教材や民俗芸能大会の動画教材等が登録されています。是非、御利用ください。



## 人権 Web 教材に関するお問合せ

愛知県教育委員会あいちの学び推進課  
家庭教育・地域連携支援グループ

【電話】 052-954-6780

【ホームページ】

<https://www.pref.aichi.jp/site/social-education/jinken.html>

## 「人権かるた作成と人権かるた大会の実施 —楽しみながら人権を学ぶ—」

### 1 はじめに

家庭は全ての教育の出発地点であり、子供が家族関係を通して日常生活の中で人権意識の高揚を図る重要な場である。また人権意識の高揚を図ることは、子供たちだけではなく親である大人にも必要なことで社会への影響は大きい。昨今は SNS による誹謗中傷等が社会問題になっており、その背景は様々あると思われるが、人の痛みに対しての想像力が弱くなっていることが大きな要因ではないかと考えられる。

誰もが人権を守られる安心した社会を築くためには、大人も子供も改めて「人を思いやる心」を育む必要があると考え、当委員会では特に家族向けに人権意識の高揚を図る目的として人権かるた作成と人権講話及び人権かるた大会を実施した。

### 2 事業の経過

#### (1) 実行委員会の構成

- ・安城市教育委員会生涯学習課 課長
- ・安城市教育委員会生涯学習課 課長補佐
- ・安城市教育委員会生涯学習課 主査（担当）
- ・安城市市民生活部 市民安全課 相談室 係長
- ・人権擁護委員 8名

#### (2) 委員会の開催

##### ① 9月17日 第1回実行委員会

内容：人権かるた作成イベント内容、役割分担、購入品などについて検討

##### ② 11月19日 第2回実行委員会

内容：人権かるた作成イベントの実施結果報告、人権かるた大会実施概要の検討

##### ③ 12月3日 第3回実行委員会

内容：人権かるた大会の実施案の検討

### 3 活動の実際

人権かるたの作成をとおして、親子で人権について考える契機とすることを目的に、家族連れで訪れるイベントへ人権啓発ブースを設置した。（全3回実施）

また、作成された人権かるたを利用してかるた大会を実施した。（1回実施）

#### (1) 第1回 安祥文化のさとまつり

- ① 時期 令和6年10月6日（日）10時～正午 第1回
- ② 会場 安城市民ギャラリー
- ③ 対象者 一般市民
- ④ 運営者 生涯学習課2名 人権擁護委員8名
- ⑤ 内容

- ・人権擁護委員による人権学習ブースを設置し、必要に応じて人権について説明した。

- ・参加者にかかるた作成時、ワークシートの作成をお願いした。(①ワークシートには読み札の文章、②その文章にした理由、③作成者の年代を記入)
- ・アンケート提出者にカプセルトイ (ガチャガチャ) を利用して、人権マスコットキャラクターのキーチェーンを配布した。

⑥ 参加人数 22人 (ワークシートの回収枚数)

【第1回人権かるた作成イベント 安祥文化のさとまつりの様子】



(2) 第2・3回 安城の日 (安城産業文化公園デンパークのイベント)

- ① 時期 令和6年10月19日(土)、20日(日) 9時30分~17時
- ② 会場 安城産業文化公園デンパーク
- ③ 対象者 一般市民
- ④ 運営者 生涯学習課2名 人権擁護委員8名
- ⑤ 内容

※第1回と同じ

⑥ 参加人数 79人 (ワークシートの回収枚数)

【第2・3回人権かるた作成イベント 安城産業文化公園デンパークのイベントの様子】



(3) 人権かるた作成イベントの成果 (全3回)

- ① かるたは2セット完成した。(読み札、絵札のセットが2セット)
- ② 約101名の参加あり (ワークシートの枚数)
- ③ 参加者は親子だけでなく、大人や外国籍の方など多種多様だった。
- ④ 壁に掲示した人権啓発作品 (標語など) を見ながら話しをする家族が見受けられた。

(4) 人権かるたの読み札とその文章にした理由についての一例

- ① ちがっていい 自分らしく いきていこう (小学4年生)

【理由】みんなちがう個性があるということ

- ② 捨てさせない 大事な大事な その笑顔 (年中と母)

【理由】笑顔があふれる毎日にしたいから

- ③ りかいする まわりの人 きもちをね (小学2年生と父)



【理由】まわりの人のきもちを考え 自分中心に生きていかない

- ④ おもいやり あいてのきもち かんがえよう (小学2年生)

【理由】おもいやりをたいせつにしたい

- ⑤ ありがとう 笑顔で伝える あたたかさ (小学5年生)

【理由】「ありがとう」があふれる世界になってほしい

【全3回で作成されたワークシート・かるたの一例】

人権(じんけん)かるた ワークシート  
5・7・5で標語(読み札の文)をつくってみよう  
ちょっと字が多くても、少なくてもだいじょうぶ！レッツトライ

れい:「あ」でつくる  
あんんだ  
みんなだいすき  
ともだちだ

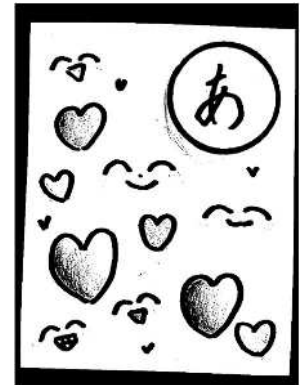
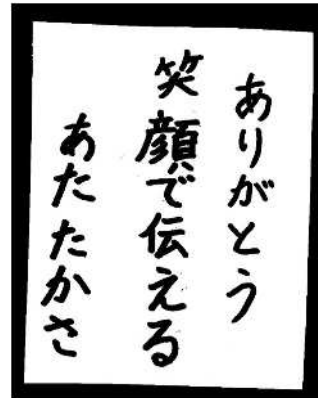
あ でつくる

ありがとう  
笑顔で伝える  
あたたかさ

なぜ、その標語(読み札の文)にしたのかな？  
「ありがとう」があふれる世界になって  
ほしーっ

あなたは、何年生ですか？ れい:小学3年生 中学1年生

小学5年生



#### (5) 人権かるた作成イベントのアンケート結果

Q1 人権擁護委員会を知っていますか

- ① 知っている 19% ② しらない 33% ③ このイベントで知った 48%

Q2 人権かるたをつくってみてどうでしたか

- ① 楽しかった 53% ② むずかしかった 45% ③ つまらない、その他 1%

Q3 人権について理解できましたか

- ① 理解できた 94% ② 理解できなかったがもっと知りたい 6%

Q4 今回のイベントで学んだことは、何ですか

- ① 人権を守ることの大切さ 26% ② 人権の種類 68% ③ 人権の相談先 6%

Q5 今回のイベントに参加しての意見の一例

【大人の意見】

- ・ 子供ががんばって書けました。改めて人権について考える良い機会になった。
- ・ 普段あまり気にしていなかったなので、いい機会となった。
- ・ 参加型のイベントはとても共感できる。家族で楽しませていただいた。

【子供の意見】

- ・ 楽しかったです。ドキドキした。おもしろかった。またやりたいです。
- ・ すごく人権の大切さを楽しく学べてよかったです。

#### (5) 人権講話及び人権かるた利用イベント

人権かるたの遊びをとおして、児童に人権の理解を深めてもらうことを目的として人権かるた大会を実施した。

① 時期 令和6年12月26日(木) 13:30～15:30

② 会場 安城北部第2児童クラブ

③ 対象者 児童クラブ利用児童

④ 運営者 生涯学習課職員1名 児童クラブ職員3名 人権擁護委員8名

⑤ 内容

- ・人権擁護委員による人権講話及び人権かるた大会を実施した。
- ・参加児童を4グループに分けて実施し、各グループで勝った上位2名で決勝戦を実施した。(競技の雰囲気を出して盛り上げるため)
- ・上位2名には、人権マスコットキャラクターのキーチェーンを配布した。他の参加児童には人権擁護委員会から啓発物品を配布した。

⑥ 参加人数 24人 ※当初45人予定のところ、インフルエンザ等で人数が減少。

#### (6) 人権講話及び人権かるた利用イベントの成果

① 人権講話では熱心に耳を傾けており、数名の児童から質問があり児童たちに響いているようだった。

② 児童クラブ職員が3名入ってかるた大会を運営したことにより、楽しく安全に実施ができた。

③ 子供たちは飽きずに最後までかるたを楽しんでおり、かるたをとった後も再度読み上げて全員で確認することで、人権の内容について理解が深まっているようだった。

#### 【かるた大会の様子】



#### 4 全体をとおしての成果と課題

アンケートの結果から、楽しく人権学習の機会を提供することができたと思われる。また、人権かるた作成については、大人のみの方や外国籍の方など想定外の方々の参加もあり、嬉しい結果となった。改めて「人権」は、全ての人に本来備わる関心事であることを認識した。そして、当実行委員会に人権擁護委員会が所属していることで人権知識や啓発スキルを活かすことができ、また児童クラブ職員に御協力いただくことでイベントの幅を広げることができた。なお、今回作成した人権かるたについては、人権擁護委員会において必要に応じて使用していただける見込みである。この度の事業結果により、参加型人権学習の可能性を感じたので今後も様々な方を対象に学習の機会を提供していきたい。

## 「 中高生に向けた人権講演会の実施 」 —これって自分のこと？インターネット人権侵害—

### 1 はじめに

SNS が普及している現在、親や学校教員の目に触れないインターネットの中での人権侵害が問題となっている。学校教員にアンケートを行った結果、「インターネットにおける人権侵害」についての教育について悩んでいるとの声が多くあった。この結果から、生徒のインターネットにおける人権意識の向上につなげ、人権問題をなくしていくことを目的として、事業を実施することとした。

### 2 事業の経過

#### (1) 実行委員会の構成

常滑市教育長  
常滑市教育委員会教育部生涯学習スポーツ課長  
常滑市教育委員会教育部学校教育課指導主事  
常滑市立各中学校校長教員  
愛知県立常滑高等学校教員  
常滑市市民生活部市民窓口課長  
常滑市人権擁護委員

#### (2) 実行委員会の開催

8月 9日 第1回実行委員会開催  
内容：事業目的・概要の説明、事業計画の決定、講師の決定  
2月 14日 第2回実行委員会開催  
内容：結果報告・意見交換

### 3 活動の実際

#### (1) 市内の中学校・高校での講演会の実施（全5回）

講師として、弁護士の北川喜郎さん（中学校4校）と愛知県人権相談員の松山義光さん（高校1校）をお招きし、講演会を実施した。

中学校では、実際に起こったいじめの事例を紹介することで生徒の興味をひいた。インターネットの世界でのいじめは匿名性が高く、透明性が低いことなどから、非常に深刻化しやすくなっていること、いじめの四層構造（いじめられる人・いじめる人・はやし立てる人・見ている人）の中にいる人は全員がいじめを解決する力をもっていること、自分の心のコップ（心のネガティブが溜まるコップ）に溜まった水を減らす方法や、友達心のコップに溜まった水を減らす方法を考えることのできる講演会であった。常滑中学校、青海中学校、南陵中学校では、北川先生と質疑応答の時間を設け、生徒が講演会の中で学んだことや考えたこと、疑問に思ったことを発表した。さらに、南陵中学校では、いじめの四層構造について、それぞれの立場の人がいじめを止めるために何ができるかについて話し合うグループワークを行った。

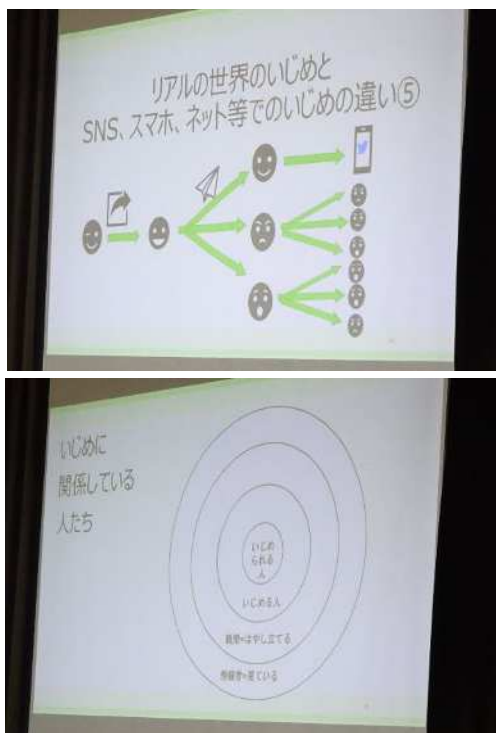
【青海中：講演会の様子】



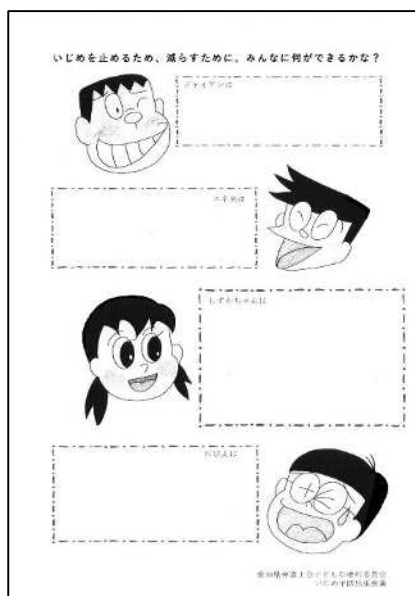
【南陵中：グループワークの様子】



【中学校：講演会の資料】



【南陵中：グループワークの資料】

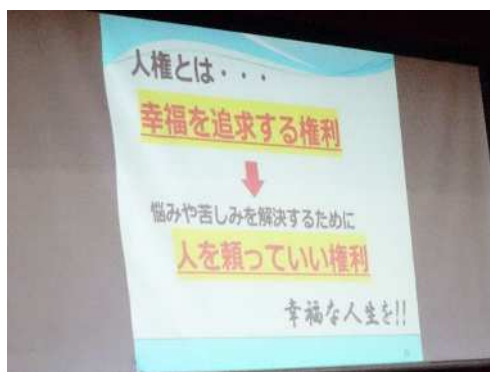


高校では、人権侵害は思っているよりも身近で起きていることであり、人権侵害を受けた場合はすぐに信頼できる人に相談をすることを繰り返し訴える内容であった。特にインターネット上の人権侵害は、匿名だからと軽い気持ちで行われることが多いが、軽い気持ちで行われるインターネット上のいじめやリベンジポルノが犯罪につながることを注意喚起した。

【常滑高：講演会の様子】



【常滑高：講演会の資料】



中学校、高校ともに、インターネットにおける人権侵害をはじめ、人権侵害の危険性や、人権侵害が起こってしまった時に一人一人ができる行動について学ぶことのできる講演会であった。

- ① 常滑市立鬼崎中学校  
日時：令和6年12月5日（木） 13時15分～14時00分（45分間）  
対象：生徒 1・2・3年生 592名
- ② 愛知県立常滑高等学校  
日時：令和6年12月9日（月） 15時25分～16時15分（50分間）  
対象：生徒 1・2・3年生 670名



- ③ 常滑市立常滑中学校  
 日時：令和6年12月10日（火） 14時30分～15時40分（70分間）  
 対象：生徒1・2・3年生 810名  
 保護者
- ④ 常滑市立青海中学校  
 日時：令和6年12月17日（火） 13時45分～15時00分（75分間）  
 対象：生徒1・2・3年生 219名  
 保護者
- ⑤ 常滑市立南陵中学校  
 日時：令和6年12月19日（木） 13時40分～15時30分（110分間）  
 対象：生徒2年生 74名  
 保護者

(2) アンケート集計

アンケートフォームを作成し、講演会終了後に電子アンケートを行った。

アンケートの回答

回答総数：1,981名（アンケート対象者2,372名）

回答率：83.5%

① 講演会の満足度

大変満足だった	48.6%
まあ満足だった	44.3%
やや不満足だった	4.8%
大変不満足だった	2.3%

② 講演会受講以前のインターネットにおける人権侵害についての関心・理解度

大変深まった	46.6%
おおむね深まった	42.9%
あまり深まらなかった	4.9%
まったく深まらなかった	2.0%

③ 講演会受講後のインターネットにおける人権侵害についての関心・理解度

大変深まった	46.6%
おおむね深まった	42.9%
あまり深まらなかった	4.9%
まったく深まらなかった	2.0%

④ 講演会を受講して、行動しようと感じたこと

インターネットの人権問題に関心をもち、関わり方を注意していきたい	77.3%
インターネット以外の人権問題についても知りたい	37.6%
今回の講演会の内容を親しい友達や家族に伝えたい	29.4%
インターネットの人権教育について、もっと知識を深めたり勉強する機会をもちたい	28.6%
その他	1.2%

⑤ 身のまわりでインターネットにおける人権が尊重されているか

そう思う	47.3%
どちらとも言えない	42.6%
そう思わない	10.1%

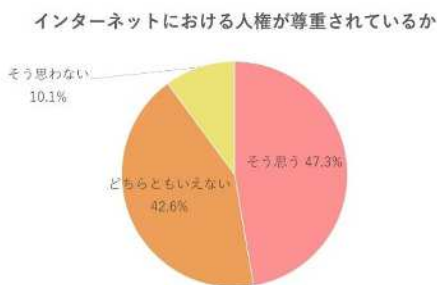
⑥ 自分のインターネットにおける人権が侵害されたことがあるか

ある	11.5%
ない	60.2%
分からない	27.2%

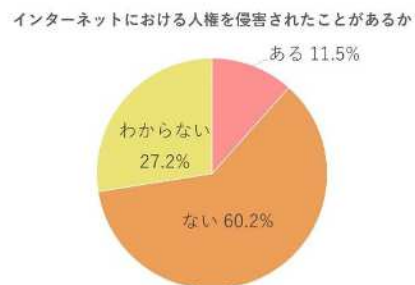
⑦ 学んでみたい人権問題（複数回答）

インターネットによる人権侵害	53.0%
障がい者	30.1%
子ども	29.5%
外国人	27.4%
ホームレス	22.9%
様々な人権課題への対応	21.7%
犯罪被害者等	20.9%
性的少数者	19.5%
部落差別	19.1%
女性	16.6%
感染症患者等	12.3%
高齢者	11.6%

【⑤アンケートのグラフ】



【⑥アンケートのグラフ】



#### 4 成果と今後の課題

##### (1) 成果

講演会受講以前のインターネットにおける人権侵害についての関心・理解度について、4割程度の人が関心・理解がないとの回答だったにもかかわらず、講演会受講後には9割程度の人に関心・理解を深めてもらうことができた。理解や関心を深めるために、講演会の開催が、一定程度効果的であるという結果が得られた。

南陵中学校のみで行ったグループワークについては、子供ながらの柔軟な意見が多く出ており、それぞれの立場に立って考えることのできる時間であった。先生方や子供たちからの評価も高く、人権意識を自分事として高めていくには、考えたことや感じたことを発言したり、友達の意見を聞くことが効率的であると感じた。

アンケートの結果から特に気になった点としては、「身のまわりでインターネットにおける人権が尊重されていない」と回答した人は1割程度、同様に、また、「インターネットにおける人権を侵害されたことがある」と回答した人も1割程度であった。これは、現状常滑市の中高生の約200人が身のまわりでインターネットにおける人権を尊重されていない、自分自身がインターネットにおける人権を侵害されたことがあるということであり、決して少なくない結果であった。

自由意見として、「もっと詳細に人権侵害について知りたい」という声が多く、講演会をとおして、人権に対する学習意欲の向上にもつながる結果となった。

##### (2) 今後の課題

今回のような講演会で人権意識を高めることはできるが、その後に何もしなければ高まった人権意識も元に戻ってしまう可能性が高いと想像できる。人権意識が元に戻ったり、低下してしまったりしないよう、今後も講演会を行うなど、定期的に人権に触れる機会をつくっていきたい。また、人権問題を他人事と思うのではなく、身近なものと思ってもらえるような、内容を掘り下げた人権教育を続けていくことが必要である。

### <第3部> 令和6年度 市町村における人権教育・啓発に関する主な実践事業

No.	市町村名	活動・事業名	内容	対象者
1	瀬戸	～世界を知ろう～イスラム文化とハラール	・イスラムの文化、生活習慣など日本との違いを知り、イスラム教への国際理解を深める。また、ハラールなどムスリム特有の食生活についても話を伺う。	一般市民
2	尾張旭	人権教室	・人権擁護委員による人権についての授業、啓発品の配布	市内小学校3校
3	豊明	LGBT研修会	・LGBT当事者等の話や基礎知識を聞き、LGBTの理解を深め、多様な生き方をお互いに認め合える社会の実現を目指す。 講師：NPO法人ASTA	中学生、高校生、教員、市役所職員
4	日進	にしんじんけんフェスタ	・人権擁護委員によるポッチャ体験、人権ワークショップ、人権パネル展示、北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」上映など	一般市民等
5	東郷	人権の花運動	・児童等が協力して花を育てることを通じ、生命の尊さを実感し、優しさと思いやりの心を育んでもらう。 ・育てた花を寄贈し、地域での人権意識の普及を図る。 ・花苗の配付等、人権啓発物品の配付。	児童・教職員、福祉施設利用者・職員、一般市民
6	春日井	外国人相談	・日本語が不自由な外国人の行政サービスに対する悩み、不安に関する相談所を開設。*春日井国際交流会・KIFに委託 第1水曜日 英語・フィリピン語 第2水曜日 ポルトガル語 第3水曜日 スペイン語 第4水曜日 ポルトガル語	市内に在住・在勤の外国人
7	小牧	職員研修事業	・職員の人権意識を高揚させ、人権尊重の視点に立った公務の遂行に努めていく。今年度は、障がい者と円滑に働く職場づくりを推進するため、障がいの特性や必要な配慮を理解し、障がい者と共に働くためのポイントを学ぶ。	市職員
8	北名古屋	人権教室	・人権についての説明。DVD鑑賞等。啓発物品を配布。	一般市民
9	清須	男女共同参画講演会	・男女共同参画の考え方を市民に周知するとともに固定的な性別役割分担意識の解消を目指す。 ・講演会「オリンピック・パラリンピックとジェンダー平等」 講師 来田 享子 氏	一般市民
10	豊山	人権週間事業（人権啓発パネル展）	・犯罪被害者等の置かれている状況への理解を深めていただくため、愛知県主催のもと、犯罪被害当事者団体の協力を得て、被害者の遺影や遺族の思いなどを掲げたパネルを展示。 ・名古屋法務局とあいち人権センターから借用したジェンダーや障がいなどをテーマとしたパネルも展示した。人権に関するアンケートコーナーを設置した。	一般市民
11	一宮	人権集会	・12月の人権週間に合わせて、人権をテーマとした集会を実施する。 (人権に関する講演、講話、児童生徒が作成した標語の発表など)	全小中学校児童生徒・職員
12	稲沢	日本語講座	・外国人に市民との円滑なコミュニケーションを促進し、充実した日常生活を支援。 ・初心、初級者クラスは講師が教室形式で指導、中・上級者クラスはボランティアが少人数グループ形式で指導。	市内在住・在勤の16歳以上の外国人（初心・初級クラス15人 中・上級者クラス25人）
13	犬山	青少年健全育成講演会	「学校へ行けなかった僕の居場所」 講師：漫画家 棚園 正一 氏 ・小中学校の9年間ほとんど不登校だった。 両親や学校の先生、カウンセラーや支援者さんとの出会いが宝物となっている。 当時自分が感じていた気持ちを語る。	中学校・高校の生徒、教師、主催者
14	江南	人権教室	・啓発ビデオ・絵本・カルタ・合唱・講話などをとおして、子供たちに分かりやすく思いやりの大切さを伝え、人権への理解を深め、豊かな人権感覚を身につける機会とした。	小中学校、保育園の児童・生徒、園児
15	岩倉	子供の権利救済委員会	・子供と親の相談員の活動状況、教育支援センター「おおくす」の状況、子供の権利に関する授業の実施状況、家庭児童相談室の相談状況について ・岩倉市子ども行動計画の取組について ・岩倉市子ども未来応援計画について	権利救済委員
16	大口	小学校人権教室	・日常で起こる学校生活での出来事を題材にして、寸劇を行い子供たちに人権について考えてもらう機会とした。	小学校4年生
17	扶桑	人権啓発活動	・男女共同参画懇話会事業のサテライトセミナーに合わせ、人権擁護委員の紹介、人権啓発パネルの展示、人権に関するリーフレット等の配布を行った。	一般市民
18	津島	人権講演会	・法の専門家であり、視覚障害の当事者でもある講師を迎え、これまでの経緯や体験などを交えながら解説した。 ・講演 「偏見と差別のない共生社会を目指して」 講師 田中 伸明 氏（名城法律事務所豊田事務所 弁護士）	市民等
19	愛西	情報モラル教育	・七つの項目について注意点を伝える。 1. ネット依存 2. ネットいじめ 3. あやしい情報の拡散〔不確かな情報の拡散（デマやフェイクニュース）〕 4. 誘い出し、なりすまし 5. 個人情報の管理 6. ネット詐欺 7. 著作権・肖像権とは トラブルにあわないためのまとめ	中学生

No.	市町村名	活動・事業名	内容	対象者
20	弥富	高齢者教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「食と姿勢」 内から細胞・外からカラダにアプローチ 講師：青木 明美 氏・杉本 薫 氏</li> <li>・「MYライフ&amp;エンディングを考えよう」 講師：明治安田生命</li> </ul>	一般市民（60歳以上）
21	あま	あま市人権講演会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師 川口 泰司 氏 (一般社団法人山口県人権啓発センター事務局長)</li> <li>・講演「ネット人権侵害と部落差別」</li> <li>・人権作文発表（七宝北中学校・美和中学校代表生徒）</li> <li>・映画上映「ある精肉店のはなし」</li> </ul>	一般市民
22	大治	人権について考える道徳の授業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の発達段階に応じて、友達との関わり方に関するスキルトレーニングを行う。</li> <li>・思いやりや権利、ジェンダーやマイノリティーに関する内容について、道徳の授業を活用して考えさせる。</li> </ul>	小学生児童・職員等
23	蟹江	人権週間に伴う街頭啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蟹江町内、飛鳥村内にて巡回啓発活動を行う。</li> <li>・会場にて来店者へ啓発品（アクリルたわし等）の配布を行う。</li> <li>・啓発品のアクリルたわしは、津島人権擁護委員協議会南部地区委員会より支出</li> </ul>	一般町民
24	飛鳥	人権擁護委員と園児とのふれあい会	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェンダーに関する内容</li> <li>・服や髪型、名前、持ち物をテーマにジェンダーについて学ぶ</li> </ul>	年長・年中
25	半田	高齢者・障がい者虐待防止講演会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般市民及び家族介護者に対して、ストレスからくる感情と上手く付き合い、自分と大切な家族を傷つけないためのセルフケア方法を学ぶ。</li> <li>また、「家族」をテーマにして、介護者（支援者）や介護される当事者の思いや、双方を支えるための福祉サービスやその利用方法を学ぶことで、高齢者・障がい者の虐待防止を図ることを目的とする。ストレスチェッカーによるストレスチェック実施。</li> </ul>	一般市民
26	常滑	『男女共同参画及び性の多様性』職員研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な性の在り方について理解し、住民の不安を減らすために自治体ができることを検討するワークショップ（講師）風間 孝 氏（中京大学教授）</li> </ul>	市職員
27	東海	東海市子供のいじめ問題対策連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめの防止等に関係する機関の連携を図るために設置し、以下について協議</li> <li>・いじめの防止等に係る関係者の相互の連絡調整</li> <li>・いじめの防止等に向けた取組状況に関する情報共有</li> <li>・その他いじめの防止等に関する施策に関すること</li> </ul>	市長、教育長、地区委員長、民生委員・児童委員連絡協議会長、小中学校PTA連絡協議会長、コミュニティ推進地区連絡協議会委員、名古屋法務局半田支局総務課長、知多福祉相談センター児童育成課主事、東海警察署生活安全課長、校長会長
28	大府	人権教室（保育園・幼稚園・児童老人福祉センター、小・中学校）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DVD上映、人権についての話、相談できる場所やツール紹介、スキンシップ、啓発物品配布など。</li> </ul>	市立及び私立保育園・児童（老人福祉）センター箇所
29	知多	多言語生活オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本での日常生活を送るのに役立つルールや情報を直接多言語で提供し、地域社会への理解を促進するとともに、外国人の方々への要望等を聞く機会とした。</li> <li>・学用品譲渡会を開催し必要な学用品を提供。</li> </ul>	市内在住外国人市民
30	阿久比	男女共同参画講演会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女がともに支えあい、女性の社会参画や男性の家庭参画へのチャレンジを支援する地域づくりを目指す。</li> <li>演題「男女で考える防災講座 ～突然の避難所生活、あなたは どうする？～」</li> <li>講師 椿 佳代 氏（災害ボランティアコーディネーターなごや 副代表 エンジェルランプ 代表）</li> </ul>	一般町民
31	東浦	人権啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権に関するパワーポイント紙芝居及び講話を通じて、幼い頃から「人権擁護」について意識させるとともに、親子で考えるきっかけをつくる。</li> <li>・スマホ教室と同時開催で人権擁護委員が「インターネットと人権」と題して、SNS上のいじめ、誹謗中傷などについて説明し、人権について考えてもらう機会をつくる。</li> </ul>	園児とその保護者 小中学生
32	南知多	子ども人権教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絵本の読み聞かせと共に言葉使いについて考える人権教室</li> </ul>	4・5歳児
33	美浜	人権教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権に関するDVDを視聴し、人権擁護委員の話聞き、人権について考える。</li> </ul>	園児と職員
34	武豊	人権を理解する作品コンクール 優秀作品展	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権についての作品を募集し、その優秀作品を掲示し、人権について理解することと、意識の啓発をした。</li> </ul>	町内小中学校生徒児童及び全町民
35	岡崎	男女共同参画推進のための職員研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員の多様な性についての理解促進を図るため、多様な性に関する基礎知識やSOGIハラスメントなどを学ぶ研修</li> <li>講師 株式会社アウト・ジャパン 屋成 和昭 氏</li> </ul>	市職員
36	碧南	男女共同参画フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>「元イタメンのしくじり先生から学ぶ！夫婦で取り組む育休・育児のリアル体験談」</li> <li>・CBCテレビアナウンサーの小高 直子 氏さんをコーディネーターに迎え、イクメンスピーチ甲子園2020優勝者である伊藤 翼 氏御夫妻をお招きし、イタメンで（痛いメンズ）であった頃の失敗談を交え、夫婦で家事・育児、そして仕事を両立させるためのお話を伺った。イタメンからイクメンになるまでに夫婦でした工夫は？奥様からの働きかけは？夫婦で支え合って家事・育児を行うためのヒントを探す。</li> </ul>	一般市民

No.	市町村名	活動・事業名	内容	対象者
37	刈谷	ミライク刈谷2023	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かけがえのない“わたし”を生きる」ことができる社会の実現に向けて、市民・団体・企業・行政が連携し、様々な情報発信や学習の場を提供する。</li> <li>・トークショー「子育て・家事へのキックオフ～父としてアスリートとして～」 ゲスト：大久保 嘉人 氏（元サッカー日本代表） 進行：高木 聖佳 氏（フリーアナウンサー）</li> <li>・かりや映画祭「いのちの停車場」上映</li> <li>・講座（自分らしさ・読み聞かせ・いのちの授業などをテーマに対面講座5講座）</li> </ul>	一般市民
38	豊田	人権教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の大切さを理解してもらうために外部講師による講演会や、人権擁護委員による講座やワークショップを実施。</li> <li>・参加者に啓発物品を配布。</li> </ul>	園児、児童、生徒、保育士、教員（一部、高等学校あり）
39	安城	人権かるた作成イベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権かるたの作成を通じて人権について理解を深める。</li> <li>・人権についての学習ブースを一部設置</li> </ul>	一般市民
40	西尾	市長1日 人権擁護委員委嘱 街頭啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間に、市長が「1日人権擁護委員」として街頭啓発活動に参加し、地域住民に啓発を促す。</li> </ul>	一般市民
41	知立	夏期研修会研修講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DVDを視聴した上で、ハラスメントやあいち人権推進プランなどについて理解を深める。</li> <li>・研修会「人権について～身の回りにあるハラスメント～」 講師 松山 義光 氏（あいち人権センター人権相談員）</li> </ul>	市内教職員
42	高浜	ネットモラル講演会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォン等でインターネットを活用する際に起こる、人権侵害の問題を学び、日々進歩していくネット社会において自他共によりよい生活を送るために必要なことについて考える。</li> <li>講師：花田 絳子 氏（慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科附属メディアデザイン研究所 所員）</li> </ul>	中学生
43	みよし	LGBT基礎講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>講師 NPO法人ASTA</li> <li>・LGBTに関する基礎知識</li> <li>・LGBTの当事者や家族によるライフストーリー</li> <li>・質問を集めて行うトークセッション</li> </ul>	市職員・高校性・一般市民
44	幸田	人権教育授業研究会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳の教材を扱い、人権教育に焦点を当てた授業研究を行う。参観後は、講師を招聘した協議会を行い、教職員が学ぶ機会としている。</li> </ul>	中学生
45	豊橋	障害者差別解消法を知ろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差別解消法の趣旨及び合理的配慮について再認識すると共に、具体的事例を参考とし、実践的な対応方法について理解を深める。</li> <li>・豊橋市障害者のコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の理解の促進と今後の対応方法について学ぶ。</li> </ul>	一般市民・福祉事業所・市職員
46	豊川	人権講演会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著名人による人権尊重の普及に関する講演</li> <li>・演題 インターネットと人のかかわり合い ～命の大切さ、人生の大切さ、あきらめない心～</li> <li>・講師 タレント スマイリーキクチ 氏</li> <li>・会場において、人権啓発用印刷物や啓発物品を配布</li> </ul>	一般市民
47	蒲郡	蒲郡市男女共同参画講演会	<ul style="list-style-type: none"> <li>講演会「自分らしく生きるコツ」</li> <li>・豊橋創造大学短期大学部 瀧崎 優佳 氏を講師にお迎えし、ワークライフバランスやアンコンシャス・バイアスについての理解を深める講演会。</li> <li>トークショー「毎日を明るく楽しく過ごすヒント」</li> <li>・元SKE48の須田 亜香里 氏によるトークショー</li> </ul>	一般市民
48	田原	田原市SDGsフェスタ2024(第16回男女共同参画フェスティバル)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田原市男女共同参画推進プランⅡの目標都市イメージ「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現に向け、男女共同参画意識啓発のため開催していた「男女共同参画フェスティバル」の内容を拡充して開催。男女共同参画だけでなく、企業・団体によりエコ等の取組の啓発も行き、SDGs全体を学べるものとした。</li> <li>・ワークショップ「シールで投票！備えてますか？災害に！」</li> <li>・市民活動団体、企業、市内高校によるワークショップ、バザー等</li> <li>・令和4、5年度男女共同参画啓発作文入選作品の展示、映画「老後の資金がありません！」上映 等</li> </ul>	一般市民
49	新城	愛知県男女共同参画啓発 月間事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新城図書館においてはウィルあいち情報ライブラリー男女共同参画啓発パネル（男女共同参画のキホン夫婦編）及び多様性に関する図書と一緒に展示。</li> <li>・広報紙では請井 雪子 氏（新城市出身、地区の初代婦人会長）について掲載。</li> </ul>	一般市民
50	設楽	人権教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙芝居、DVD等を活用して、相手を思いやる大切さなどを学習した。</li> </ul>	市内小学生
51	東栄	東中人権標語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権標語を募集し、その中から東栄中学校の標語を選ぶ。</li> </ul>	市内中学生
52	豊根	人権学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護委員の方から、「ジェンダー」「LGBT」など、性に関する差別と平等についての講話を実施した。</li> </ul>	中学生

2024（令和6）年度

**人権に関する学習をすすめるために**

2025（令和7年）3月発行

〒460-8534 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6780（ダイヤルイン）  
ファックス 052-954-6962

愛知県教育委員会あいちの学び推進課  
愛知人権ファンクション委員会

